

環境影響評価準備書に対する市長意見(審査書)及び事業者の見解

項 目	市 長 意 見	事 業 者 の 見 解
緑 地	<p>環境保全目標は、「緑被地率」を指標としているが、設定にあたって参考にしたという「都市緑化対策推進要綱」では「緑化面積率」で示されている。したがって、この要綱とのかかわりから、緑被地率の概念及び目標値設定の根拠を明確にすべきである。</p>	<p>本墓園の計画の策定にあたっては、この地の良好な自然環境を保全し、緑を積極的に活用することを基本としており、とくに緑の確保については重要と考えている。</p> <p>従って、環境保全目標は、一般的な公園・緑地・墓園等の緑化基準が示されている都市緑化対策推進要綱を参考とし、これとほぼ同様な考え方の緑被地率を指標としている。</p> <p>この緑被地率の考え方は、同要綱の緑化面積率の場合、独立して植栽されている樹木などは、その付近地が裸地等でも、枝葉の垂直投影面積を緑化面積に算入するのに対し、本墓園の計画方針をふまえ、樹林、植栽、芝生、地被類等で実際に緑化している土地の区域を緑被地面積としたものである。</p> <p>また、目標値の設定は、同要綱の基準より5%上乗せを行い、より積極的な緑化に努めることとしている。</p>
	<p>緑被地率の予測値は、環境保全目標の65.0%以上に対し68.5%である。</p> <p>永代使用者の責任にかかわる部分は6.0%である。この使用者責任となる6.0%の部分が環境保全目標の達成に大きくかかわっているのでその担保を明確にすべきである。</p> <p>また、純墓所域における墓参道及び緑化のとり入れ方について、わかり易く説明することが望ましい。</p>	<p>墓所域の緑被地率を担保する手法については、次のように考えている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生垣、芝生等の緑被地の整備は、墓園事業の一環として事業者が行う。 2) 墓地使用許可の条件として、緑被地の維持管理等の担保を措置するよう努める。 <p>また、墓所域の修景等具体的な計画は、今後の詳細設計の中で、既存墓園の良好な事例などを参考に決定することとしているが、標準的には墓参道は各墓所での墓参に支障しないよう、幅員1.5m程度で緑化を考慮した全面芝生の通路を配置するとともに、各墓所は平均4㎡程度の区画とし、各区画線沿い、墓参道沿いに低木植栽帯を設け、修景する方針である。</p>
植 物	<p>植生自然度によって表されている植生評価図は、保全緑地の設定にどう生かされたかが明らかにされていない。</p> <p>したがって、この植生評価図において本地域最高のBランクとされている部分のうち、保全緑地とされている割合を示し、保全緑地の設定等の計画にどのように反映されたかをより明確にすべきである。</p>	<p>50mメッシュ方式による現況の植生評価図では、Bランクは、全体の約40%強を占めている。</p> <p>本墓園の計画では、そのうち約55%を自然保全地区に特定するなど保全緑地としており、これは、潜在自然植生の態様を呈している愛知用水沿いの尾根筋付近と良好な樹林を形成している勅使池畔に確保している。</p> <p>また、(2)でも述べているとおり改変予定区域内においても比較的評価の高い植物の保存等を考慮することにより、Bランクの保全の向上に努める。</p>
	<p>保全緑地内の植生の状況が良好とはいえない部分は、生態系に十分配慮しながら土壌改良及び補植を行い、豊かな緑地の形成に努めるべきである。</p>	<p>御指摘の趣旨を十分検討し、今後専門家の意見を聞くなど良好な緑地の形成に努める。</p>
	<p>名古屋市域では希少価値があるとされている竹林(モウソウチク - マダケ群落)が現存しているので、なるべく残すよう配慮することが望ましい。</p>	<p>植栽計画の中で、移植保存も含め、実現するよう努める。</p>
動 物	<p>鳥類の現況調査は比較的きめ細かく行われているのに対し、予測は、種及び個体数の減少並びに自然環境の変化には触れているものの、生息状況</p>	<p>本地区で比較的珍しい種の鳥は、現況調査の結果から、生息が確認されたカワウ、バン、生息環境の状況から生息が予測されるヒクイナ、カワセミの</p>

	<p>の変化に記述不足の点が見受けられる。</p> <p>したがって、本地域に生息が認められ、かつ、比較的珍しいとされている種については、その生息できる環境を述べ、水際線の保全など計画内容との関わりに触れながら理解しやすくすべきである。</p>	<p>4種である。</p> <p>これらの鳥から、一般的に、河川、池沼等の水辺付近に生息し、森林の樹枝上、水辺のヨシ原、草むら、自然の土手などに営巣し、繁殖を行うようである。</p> <p>勅使池およびその周辺の水辺は、これら4種を含め水鳥の良好な生息環境にある。</p> <p>事業計画では、この良好な生息環境を可能な限り保全することを基本に、勅使池北端のヨシ原の一部のみの最小限の改変にとどめ、水際線とこれに接する良好な樹林は現況のまま保存するとともに、立入禁止などの措置を講ずることにしている。</p> <p>以上のことから、生息環境はほぼ現況のまま維持される。</p>
景 観	<p>墓園内の雰囲気をもたらし、園内の適当な地点からの墓所を含む景観について触れるべきである。</p> <p>この場合、身近な墓園の例をあげ、緑の配置の考え方を含めて具体的なイメージが描けるよう、わかり易く示すことが望ましい。</p>	<p>墓園内に緑の景観の形成については、今後さらに検討を重ねることとしているが、景観面で評価の高い市内では平和公園、他都市では日野公園墓地(横浜市)、上道墓園(岡山市)などの事例を写真で明らかにし、墓所域の修景、墓碑の配置などについても魅力ある景観を形成するよう、具体的なイメージづくりを行う。</p>
	<p>景観の評価において、景観を計量的に評価する新たな試みを行っているが、その手法についてなお一層の工夫が求められる。</p> <p>したがって、他の手法も含めて更に検討すべきである。</p>	<p>総合評価式は、景観を計量的に把握するため、一つの試案として検討したものであるが、景観を客観的かつ計量的に評価し、これを、そのまま適用することについては、若干難点がある。</p> <p>従って、今後、昭和59年4月施行の都市景観条例に基づき、設置されることとなる都市景観審議会の意見を聞くなどにより対応する。</p>
安 全 性 (交 通)	<p>準備書の予測を見るかぎり、盆、彼岸時における発生交通量と駐車能力とに開きがある。</p> <p>したがって、予測の前提となる条件を更に詳細に検討の上、駐車能力が安全側であることがわかるように記すべきである。</p>	<p>盆、彼岸時における駐車能力については、予測条件を次のように設定し、算定すると、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業計画では、駐車場の収容台数は、1,700台である。 2) 駐車場の利用可能時間は、墓園の開園時間および日照時間から午前8時から午後5時までの9時間とする。 3) 平均駐車時間は、墓参の所要時間、駐車場から墓所までの歩行時間を考慮し、1時間とする。 <p>駐車場の回転率は、</p> $9\text{時間(駐車場の利用可能時間)} \div 1\text{時間(平均駐車時間)} = 9(\text{回転})$ <p>1日当り延べ収容可能台数は、</p> $1,700\text{台(収容台数)} \times 9(\text{回転}) = 15,300\text{台}$ <p>となり、盆、彼岸時の発生交通量12,200台/日に十分対応することが可能である。</p>